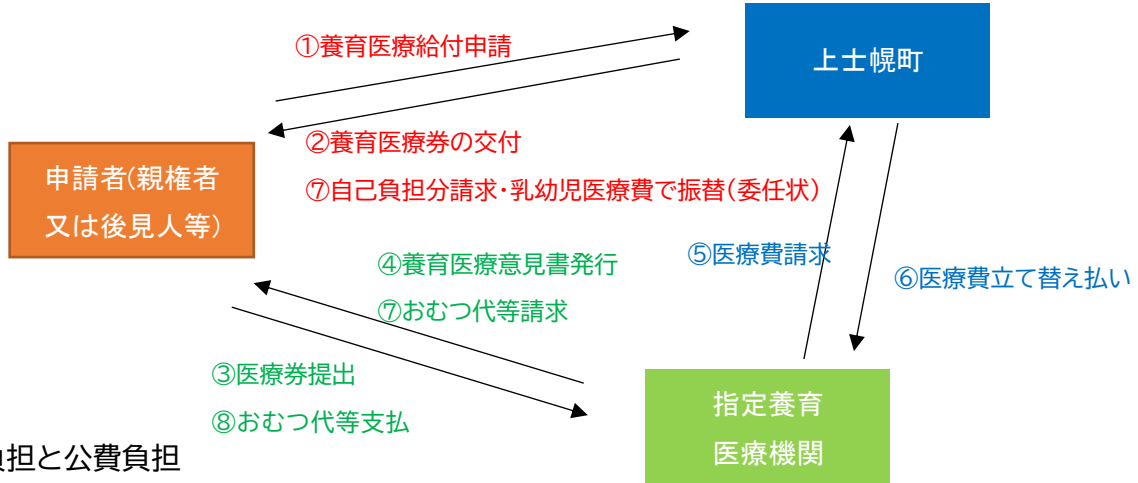


養育(未熟児)医療の申請について



1. 養育(未熟児)医療とは？

体重が少なめ(2,000g未満の出生)であったり、生活するのに困難な症状(体温が低い、呼吸がうまくできない、黄疸が強いなど)があるため、指定養育医療機関の医師が入院して治療をする必要があると認めた赤ちゃんに対する医療費の公費負担制度です。



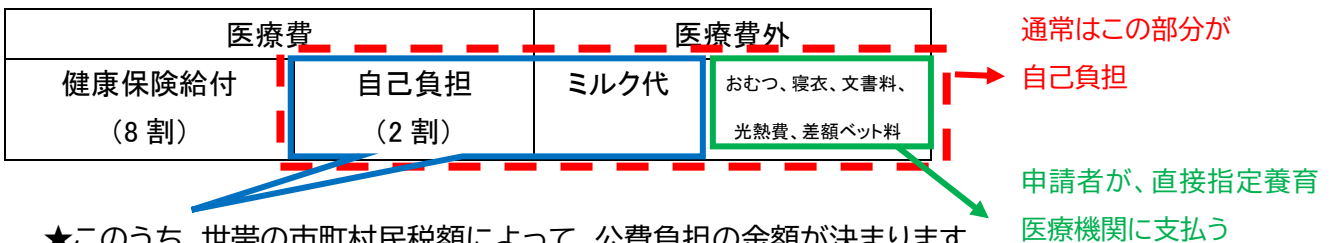
2. 自己負担と公費負担

①世帯の市町村民税の額によって公費負担の金額が決まります。

※養育(未熟児)医療の申請をすると医療費が無料になるということではありません。

②自己負担の金額が決定後、町から申請者へ「養育医療券」を送付します。

～～ 養育(未熟児)医療の対象となると・・・ ～～



★このうち、世帯の市町村民税額によって、公費負担の金額が決まります。

★この部分は、いったん上士幌町が立て替え払いをおこないます。

養育医療の対象となってから、市町村民税額によって決定した自己負担分を申請者が支払うことになりますが、上士幌町の場合、乳幼児医療制度にて振替を行うため上士幌町から自己負担の請求はありません。

申請に必要な書類等

- ① 養育医療給付申請書(様式第2号)
- ② 養育医療意見書(様式第3号)
- ③ 世帯調書(様式第4号)
- ④ 委任状(世帯の課税状況を確認するためのもの)
- ⑤ 同意書(自己負担分を乳幼児医療費助成制度で振替をおこなうためのもの)
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 扶養義務者の方の身分証明(提出時にご本人確認させていただきます)



お問合せ先 上士幌町役場保健福祉課健康増進担当 ☎01564-2-4128